

令和6年8月臨時

中標津町教育委員会議事録

令和6年8月臨時中標津町教育委員会

1 日 時 令和6年8月27日(火) 9時30分～9時45分

2 場 所 中標津町役場3階302号会議室

3 出席者

教育長	山田康司
委員	南むつ子
委員	青山幸子
委員	細谷俊輔
教育指導監	二本柳千尋
指導室長	佐藤雅澄
管理課長	表健一
学校施設主幹	高橋大樹
学校教育課長	下村浩次
社会教育課長	七條隆志
農業高校事務長	西東仁
学校給食センター長	加藤崇
総務係長	三浦諒
学務係長	四宮絵里
書記	高津彩花

4 欠席者

委員	義盛幸規
教育部長	山宮克彦
教育指導監	横山裕充

5 傍聴者 なし

6 議 題

議案第22号 令和7年度に使用する中学校教科用図書(附則第9条図書含む)の採択について

議案第 23 号 全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について

【開 会】

○教育長

ただいまから、8月の臨時教育委員会を開催いたします。

本日、義盛委員が所用のため欠席ですが、過半数の委員の出席がありますので、会議は成立いたします。

本日の署名委員は、南委員と細谷委員です。よろしくお願ひいたします。

本日の議題は、議案第 22 号 令和 7 年度に使用する中学校教科用図書（附則第 9 条図書含む）の採択について、議案第 23 号 全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載についてとなっております。

それでは、早速議事に入ります。議案第 22 号お願ひします。

◎議案第 22 号 令和 7 年度に使用する中学校教科用図書（附則第 9 条図書含む）の採択について

○学校教育課長

議案第 22 号 令和 7 年度に使用する中学校教科用図書（附則第 9 条図書含む）の採択について、ご説明申し上げます。資料の 2 ページからとなります。

昨年度は、小学校教科書の採択を行ったところでございますが、今年度は、同じ流れで中学校の採択を行うものでございます。

来年度から使用する中学校教科用図書の採択につきましては、根室管内 1 市 4 町が共同で採択するために組織されております「第 14 地区教科用図書採択教育委員会協議会」において、8 月 19 日に協議会委員である 1 市 4 町の教育長により、採択されたところでございますが、その内容について、中標津町教育委員会において承認をいただきたいというものでございます。

採択の内容としましては、2 点ございますが、まず 1 点目の「中学校用」教科用図書の採択ということで、3 ページをご覧ください。

こちらが、教科ごとに今回採択された教科用図書の一覧となります。

教科により発行者の数に違いはありますが、少ない教科では 2 者、多い教科では 9 者、その中から、こちらに記載の各発行者の教科書が採択されております。

この採択決定を受け、資料の 4 ページになりますが、教育委員会において、採択結果を報告し、承認をいただいた旨を採択協議会の会長あてへ報告したいというものでございます。

次に、2 点目となりますが、5 ページをご覧ください。

令和 7 年度から、特別支援学級において使用する教科書用図書についてでございます。

資料 1 の（3）に「一般図書」と記載がありますが、学校教育法附則第 9 条の規定により、「特別支援学級では文部科学大臣が規定する一般図書を教科書として使用することができる」とされております。

この一般図書の採択についてですが、特別支援学級に在籍する児童生徒の状況は、各学校・学級によっても様々で、採択協議会で一括して決定することは非常に難しい状況があるため、共同採択は行わず、各市町教育委員会で採択することを協議会において決定されております。

その決定に当たっては、7ページの資料2、こちらの内容を踏まえ、行うこととしてございますので、ご覧ください。

こちらに記載されているとおり、4点の確認事項があり、各市町教育委員会の権限と責任において、公正かつ適正に行い、その結果を採択協議会へ報告する等の内容となっております。

その採択協議会への報告については、8ページの報告文書（案）のとおり、障がいの種別や程度に応じて、通常の教科書に代えて一般図書を使用することについて、教育委員会の承認を経て、採択協議会の会長あてに報告することとなります。

以上、2点、「中学校用教科書」、「特別支援学級における一般図書」につきまして、ご承認いただきますようお願いいたします。

なお、小学校用教科書及び中標津農業高等学校で使用する高等学校用教科書につきましては、現在採択されている教科書を、令和7年度も引続き使用することになりますことを申し添えさせていただきます。

議案第22号に係る説明は以上でございます。

○教育長

議案第22号について説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○教育長

それでは、議案第22号については可決されました。

承認されたということで、中標津町教育委員会としてもこの教科書を採択することになります。

続きまして、議案第23号お願いします。

◎議案第 23 号 全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について

○学校教育課長

議案第 23 号 全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について、ご説明いたします。

資料の 10 ページをご覧ください。

北海道教育委員会では、例年、この「北海道版結果報告書」について、市町村教育委員会の同意を前提として、11 月をめどに公表しているところでございます。

その同意を求めることについて、道教委からの照会文が 10 ページのとおりでございまして、11 ページが意向確認の同意書となっております。

提出の期限が 8 月 26 日（月）までとなっておりますが、本日、承認をいただきましたら、速やかに報告させていただきたいと思っております。

学力調査につきましては、今年も 4 月にテストが実施されておまして、12 ページ、こちらが当町の平均正答率の推移となっております。

小学校（6 年）で、国語、算数の 2 教科、中学校（3 年）でも同じく、国語、数学の 2 教科で実施されたところでございます。

平均正答率の推移としましては、小学校、中学校ともに両科目で、昨年と比べ、全国平均との差が拡大しております。詳細な分析はこれからになるところでございます。

公表の内容につきましては、参考までに、13 ページに昨年度の公表内容を添付してございますが、学校名を明らかにしたのではなく、市町村ごとの調査結果概要を、小中 1 ページにまとめた形で公表するものでございます。この公表につきましては、例年同様、中標津町教育委員会として同意したく、教育委員会にお諮りするものでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 23 号に係る説明は以上でございます。

○教育長

議案第 23 号について説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○教育長

今年度につきましては、正直芳しくない状況ではありますが、これについては今後の分析ということで、また何かありましたら別途お知らせいたします。

市町村別結果の掲載について、同意いただいたということでよろしいですか。

(委員から「はい」の発言あり)

それでは、議案第 23 号については承認されました。

以上で議事は終了いたしますが、事務局から連絡等ございますか。

(事務局から「ありません」の発言あり)

○教育長

委員さんたちから何かございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○教育長

よろしいですか。

それでは、本日の会議日程はすべて終了いたしました。

大変お疲れ様でした。